

平成19年7月20日

厚生労働省労働基準局長 殿

東京都江東区木場 2-17-12 SAビル  
日鐵住金建材株式会社  
代表取締役社長 小山 巖

鋼管足場の部材及び附属金具の規格第9条の  
規定に基づく適用除外の申請について

鋼管足場用の部材及び附属金具の規格（昭和56年12月25日労働省告示第103号）第9条の  
規定に基づく適用除外を下記のとおり申請致します。

記

1. 申請品目

品目：建わく（標準わく）  
型式：VF-91UP

2. 適用除外対象条文

鋼管足場用の部材及び附属金具の規格  
第1章 第1節 建わく 第3条

3. 規格と異なる部分

補剛材の取付位置および寸法は規格に準拠しているが形状が特殊な門型であること。

4. 申請理由

わく幅900mmの標準わくにおいて、現状の建わくとの互換性と強度を確保しつつ補剛材の内々有効幅が最大となる形状とした。当建わくを使用することにより、足場での作業性及び通行性が向上する。特に昇降階段を設置した部分で、その効果が顕著である。

(1) 強度等の値について

本規格第4条、第5条、第7条及び第51条に定める強度等について、(社)仮設工業会において行った試験の結果は表-1のとおりであり、これらの規定に適合するものであること。

また、5層1スパン実大試験の結果は別添2のとおりであること。

表-1 第4条、第5条、第7条及び第51条に基づく試験結果

試験項目	供試体 No					構造規格
	1	2	3	4	5	
第4条の試験 圧縮試験 (kN)	96.5	94.5	91.4	91.9	93.1	73.5 以上
第5条の試験 たわみ試験 (mm)	2.7	2.7	3.0	2.8	2.9	10 以下
第7条の試験 交さ筋かいピンの引張試験 (kN)	9.44	9.04	9.37	9.16	8.42	5.88 以上
第51条の試験 脚柱ジョイントの引張試験 (kN)	19.28	21.52	16.60	16.07	15.91	9.80 以上

(試験実施年月日 平成19年6月21日)

(2) 材質及び構造について

次の表-2に示すとおり、本規格第1条及び第2条の規定に適合するものであること。

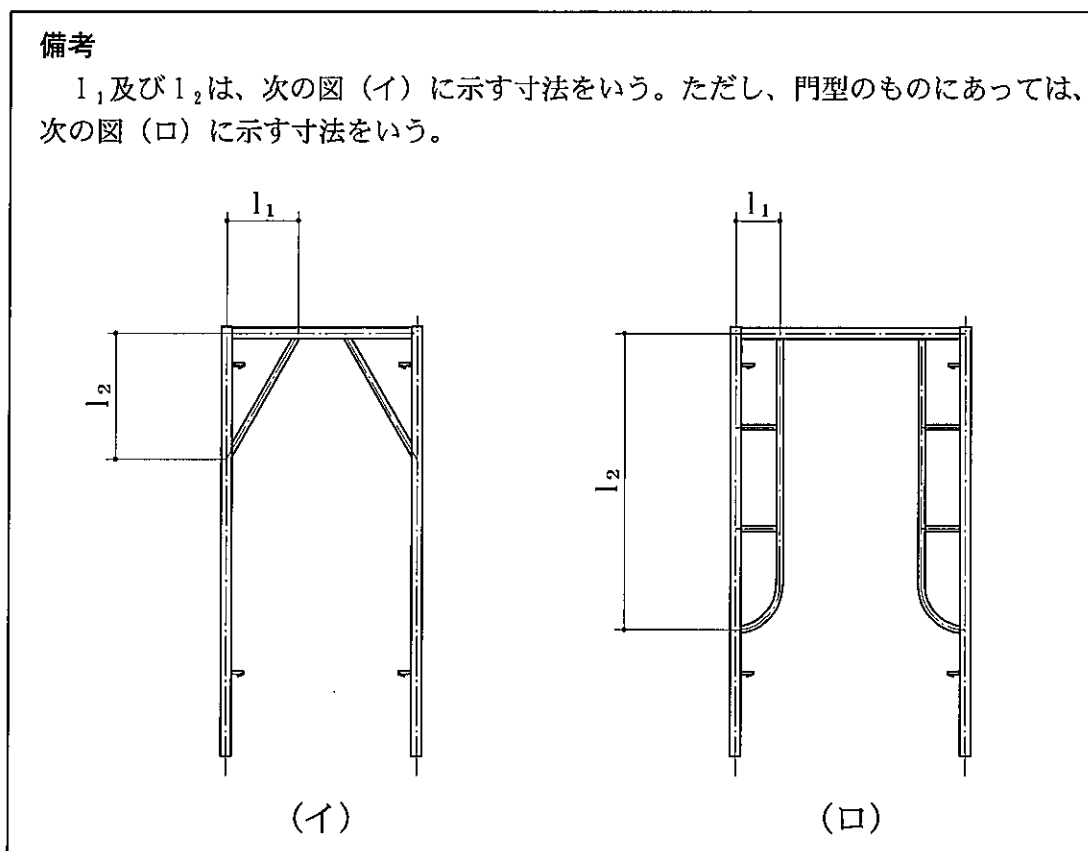
表-2

種類		標準わく	構造規格
型式		VF-91UP	
材質・寸法等	脚柱	材質 STK500	STK500 (第1条)
		外径 $\phi 42.7\text{mm}$	42.4mm 以上 (第2条)
		肉厚 2.5mm ( $\pm 0.3$ )	2.2mm 以上 (第2条)
	横架材	材質 STK500	STK500 (第1条)
外径 $\phi 42.7\text{mm}$		42.4mm 以上 (第2条)	
肉厚 2.5mm ( $\pm 0.3$ )		2.2mm 以上 (第2条)	
補剛材	材質 STK400	STK400 (第1条)	
	外径 $\phi 27.2\text{mm}$	26.9mm 以上 (第2条)	
	肉厚 2.0mm ( $\pm 0.3$ )	1.7mm 以上 (第2条)	
交さ筋かいピン	材質 STKM12C 直径 $\phi 13.0\text{mm}$ (+0.2、-0)	SS400 (第1条) 13.0mm 以上 (第2条)	
構造	幅	900mm	400mm 以上 1250mm 以下 (第2条)
	高さ	1675mm	2000mm 以下 (第2条)

(3) 規格第 3 条の規格と異なる部分に関する検討

規格第 3 条では、

高さが 1800mm 以下の標準わくの補剛材の取付位置は、 $l_1=300\text{mm}$ （門型のものにあつては、 $170\text{mm}$ ）以上、 $l_2=1150\text{mm}$  以上であることと定められているのに対し、本製品は補剛材の形状が特殊な門型である。（添付 1 にその形状を示す）



補剛材の形状が特殊な門型の標準わくの強度は前述（表-1）のとおり、規定で定める門型の標準わくと、同等以上の強度を有するものと考えられる。

以 上